

# 第16回 SDGs推進円卓会議 提出資料

構成員 三輪 敦子

一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター 所長

一般社団法人SDGs市民社会ネットワーク 共同代表理事

- 1)SDGサミットで日本政府に打ち出していたきたい点について
- 2)SDGs実施指針改定に関してSDGs市民社会ネットワークからの意見と提言：8月22日意見交換会資料より

SDGサミットでは、日本政府として、以下の3点を打ち出してください。

- 気候正義を始めとする観点を踏まえ、また気候危機がSDGsの他のすべてのゴールに深刻な影響を及ぼしているという現実を認識し、先進国としてのグローバルな課題解決への責任、そして世代間正義への責任を果たすという決意を明確にし、SDGs達成への最重要課題である資金の確保に関し、強いコミットメントを表明し、他の先進国を巻き込んだ議論を牽引する役割を果たしてください。
- 実際の資金の動員・確保・提供にあたっては、「誰一人取り残さない」という理念に則り、パンデミックにより深刻化している貧困や格差の構造的原因の解決に具体的に貢献してください。
- 平和が、SDGsを構成する環境、社会、経済の前提であり基盤であることも、是非とも強調してください。

## 3 (1) ビジョン

- 昆明・モンリオール生物多様性枠組の確実な実施と目標達成に向けて、国内外でのリーダーシップ発揮を掲げていただきたい。（コンサベーション・インターナショナル・ジャパン 名取洋司）
- GX（グリーントランスフォーメーション）の中に、生物多様性や自然に関する視点をより組み込んでいただきたい。（コーラル・ネットワーク 宮本育昌）

## 5 (2) 政府の体制

- 実施指針改定プロセスにおいて、SDGs達成のための指針としてより機能させるために、政府から達成状況・データ・課題を示した上で、実施指針改定案を示し、パブリックコメント等で広く意見を集めるプロセスとしていただきたい。（「環境・持続社会」研究センター 足立治郎）
- SDGs達成には効率的な実施が必要であり、省庁間連携や省内部門間連携をさらに強化していくことを示していただきたい。（コーラル・ネットワーク 宮本育昌）

## 5 (3) イ ファイナンス

- 環境・社会・経済の三側面を調和させる観点からも、脆弱層向けの適応策及び損失と損害対策のためのファイナンスを推進することも含めていただきたい。（「環境・持続社会」研究センター 足立治郎）
- 生物多様性に関するファイナンスの推進も強調・強化していただきたい。（コンサベーション・インターナショナル・ジャパン 名取洋司）
- 30by30実現のためのファイナンスやTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）に基づく積極的・適切な情報開示も推進していただきたい。（コーラル・ネットワーク 宮本育昌）

## 5 (3) エ 消費者

- 消費者庁と消費者との連携の更なる促進、持続可能な生産と消費の観点からの消費者教育の推進をうたっていたきたい。（環境市民 下村委津子）

## 5 (3) ク 教育機関

- 縦割りを乗り越え、教育の中に横断的にSDGsを組み入れていただきたい。（環境市民 下村委津子）
- 学習指導要領など日本の教育の中に、「持続可能な社会の創り手」育成をさらにしっかり位置づけていただきたい。（コンサベーション・インターナショナル・ジャパン 名取洋司）
- 上記のために、アウトサイドインの考え方を教育に組みこんでいただきたい。（コーラル・ネットワーク 宮本育昌）
- 上記のために、持続可能な社会に必要な人はどのような人か、ふるまい方も含め教育していくこともうたっていたきたい。（環境市民 下村委津子）
- 教育で、トランスフォーマティブ・アクション（変容的行動）を推進していくことをうたっていたきたい。（環境パートナーシップ会議 星野智子）

## 5 (4) 広報・啓発

- SDGsに関する広報・啓発は進んできているが、脆弱な立場の方々に気候変動災害情報が届く仕組み等、必要な人に必要な情報がきちんと届く広報・啓発にさらに尽力していくことをうたっていたきたい。（「環境・持続社会」研究センター 足立治郎）

### 国内課題

1. 「教育機会確保法」に基づき、全ての都道府県・政令指定都市にできるだけ早く公立夜間中学を設置する。
2. 障害のある子どもも自分の住む地域の通常学校に通うことを原則とするインクルーシブ教育制度を実現するために、学校における合理的配慮提供の徹底と環境整備をはかる。
3. 校則についての「子どもの意見表明権」を保障する。
4. 1948年以来実施されていない成人識字調査を実施する。

### 国際課題

1. 日本の基礎・中等教育分野援助額の ODA 総額に占める割合 (2.8%、2019年度実績) を DAC 平均の 7.3% に増額する。
2. Global Partnership for Education (GPE) へ拠出増額、Education Cannot Wait (ECW) への初めての拠出をできるだけ早く行う。
3. 学校を攻撃の対象とせず、軍事目的として利用しないための「学校保護宣言」を支持する。

## 日本のジェンダー不平等の実態

- 23年6月 世界経済フォーラム「ジェンダー・ギャップ指数2023」**125位/146カ国**(2022年教育1位→47位)
- 23年3月世界銀行「女性・ビジネス・法律」指数(男女同権が法的にどの程度進んでいるか):**OECD38カ国最下位**
- ODAにおけるジェンダー平等主目的案件の比率:**OECD開発援助委員会(DAC)加盟国平均の4%に対し、日本は0.8%(最下位レベル)**

### 現状分析

国内ジェンダー統計の推進を！

### 主要原則

【包摂性】女性・女の子・交差性の参画を

【参画性】被支援者としてだけでなく平和と安全保障に関する全ての活動と意思決定における女性の参画

### ステークホルダー

あらゆるエンゲージメントグループにおけるジェンダー・多様性への配慮

ビジネス・ファイナンスにおけるジェンダーおよび多様性への配慮

教育機関におけるジェンダートランスフォーマティブな取り組みを。すべてのカギは次世代育成にあり

Step1

•実施指針策定にジェンダー平等への決意を

Step2

•実施指針に基づき、女性・平和・安全保障(WPS)(国連安保理決議第1325号)など国際取り組みへの履行を

何よりも

•国内外のジェンダー課題は喫緊の課題であり、今すぐの対応を求めます。

**2019年実施指針  
改定に当たっての要望**

## 1. SDGsと地域の暮らし維持との連動政策の強化

### 移動困難者への支援強化

- ①コミュニティの強化目線での、交通困難者対応政策立案とDX導入の徹底
- ②MaaS・交通DXでのデジタルデバイド解消における多様性の目線

### 空き家解消と歴史資産保持

- ①空き家のコミュニティ組織による管理や活用、集約における税制優遇や規制緩和
- ②歴史的な建造物の保護や管理、利活用に対する税制優遇や規制緩和

### 再エネと地域対話

- ①再エネや原子力発電の開発時の生態系への影響測定と地域コミュニティとの対話徹底
- ②地域コミュニティ主体によるエネルギーマネジメントの推進や税制優遇や規制緩和

## 3. 地域における特性を踏まえた人権尊重の徹底

### 国内でのFPIC徹底

- ①アイヌ・沖縄等の先住民族への情報提供・合意形成の徹底。特に開発や教育での重視。
- ②国内先住民族の歴史や文化に関する公教育での全国的な理解・認知の実現

### 外国人労働者難民受け入れ

- ①外国人労働者の雇用継続のための中小企業に対する労働環境改善や教育等の支援強化
- ②各地における難民受け入れの支援強化

### 子どものアドボケイト支援

- ①地域における子どもによるアドボケイトの権利保護や機会推進(自治体政策や校則含む)
- ②特定の政策や手法のみに固執するのではない包括的な子ども支援環境整備に関する推進

## 2. 地域を耕さない公共政策発注の改善と地域経済の保護

### 公共調達での地域経済保護

- ①公共調達の要件や審査基準での地域経済保護やコミュニティ醸成、包括的視点の追加
- ②国行事、MICE、DX導入、広告等の発注における地域中小企業の参入担保や推進

### 一次産業の保護と地産地消

- ①農林漁業等の事業承継における税制優遇や公教育での人材育成、実業校支援の強化
- ②地産地消商品の市場優位を確立するための優遇措置や流通支援

### 地銀・信金等の社会的投資

- ①地域金融機関による社会的投資促進のためのSIB等の政策推進
- ②社会的投資案件の発掘のための地域金融機関とNPOやコミュニティ財団の対話促進

## 4. 地域における市民社会スペースの保証とパートナーシップの具体反映

### SDGs未来都市等での民

- ①SDGs未来都市の計画及び実行レベルにおける市民社会との対話や参加機会の不足改善
- ②産官学民などの枠組みにおける「民」の不足と多様な立場の民の意見を聴く場の仕組み化

### 地域指標の導入と促進

- ①地域指標の策定に関する支援と促進。またそれに伴った評価の機会の設定促進。
- ②日本における指標の整備とその際の各地の地域における意見反映の機会保証。

### ヘイト解消とパブコメ

- ①選挙スピーチや広報におけるヘイトの解消。SNSでのヘイト解消のさらなる強化。
- ②形骸化・アリバイ作り化しているパブリックコメントの位置づけや手法の改善

## 1. 実施指針に「ビジネスと人権」の項目を設ける

企業活動における人権尊重とSDGsは深く関わることを踏まえ、企業によるSDGsの取り組み強化に向けて、「ビジネスと人権」の独立した項目を設ける。

## 2. 政府によるモニタリングとギャップ分析を実施する

政府の「ビジネスと人権に関する行動計画」や「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の実施状況に関するKPI（評価指標）等によるモニタリングとギャップ分析を導入し、企業の行動を推進し、政府の義務を果たすことを明確にする。

## 3. ビジネスと人権の啓発を強化し、取り組みを推進する

各地域における中小企業などに対するセミナーや勉強会の開催、制度づくりなどによる取り組みの後押しにつき明記する。

## 4. 指標の策定と法制化を明記する

企業の取り組みに関する指標を設定し、年限までに取り組みが進まない場合は人権デューデリジェンスの法制化に踏み切ることを明記する。

## 5. パリ原則に適合した国内人権機関の設置を明記する

救済へのアクセスを確保し、人権侵害への対処に必須となる独立した国内人権機関の設置につき明記する。

## 6. ステークホルダーとのエンゲージメントを強化する

脆弱性の高い人々の声を汲み取り、市民社会を含むステークホルダーとのエンゲージメント強化につき明記する。



## 細分化されたデータの積極的な掌握、分析、それに基づく改善を求めます。

- 実施指針の「主要原則（2）包摂性」において、「国内実施、国際協力のあらゆる課題への取組において、これらの脆弱な立場におかれた人々にこそ最初に手が届くように焦点を当てる。」との記述がある。
- 2023年5月発表の仙台防災枠組中間レビューにおいては、災害の被害について、性別、年齢、収入、人種／民族、障がい、移民かどうかなど、細分化されたデータ掌握の必要性が再三にわたって指摘されている。
- 日本の防災施策も、基本的にはそうしたデータに基づき改善がなされてきている。
- 一方、外務省によるグローバル指標の達成状況のページにおける11.5.1「10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数」の数値は合算されたもののみで、上記の細分化されたデータに関する考慮は見られない。また他分野についても同様の傾向がある。
- そうしたデータを積極的に開示することで、政府の積極姿勢を内外に示し、また状況改善への意識の向上につながると考えられる。
- そのためにも、実施指針について、以下の改正を提案します。

### 5-(2) 政府の体制

(現)SDGグローバル指標に関するデータの収集と分析、進捗状況の把握と、それに基づいたSDGs達成度の評価

(改正案) SDGグローバル指標に関するデータ(細分化されたものを含む)の収集と分析、進捗状況の把握と、それに基づいたSDGs達成度の評価

### 6 フォローアップレビュー

(現)データに基づくグローバル指標を活用し、進捗結果を国内外に適切な形で公表する。

(改正案)データに基づくグローバル指標を活用し、データを細分化した場合の分析も考慮しながら、進捗結果を国内外に適切な形で公表する。

2023年7月26日

## 開発ユニットからの提言

一般社団法人 SDGs 市民社会ネットワーク  
開発ユニット

SDGs 達成のため、SDGs 実施指針の改定に当たっては以下の諸点が含まれることを求めます。

### 1. 「誰一人取り残さない」世界実現のための資金の増額と質の向上

- (1) 「誰一人取り残さない」世界実現のため、低所得国を対象とした教育をはじめとする基礎社会セクターへの援助増額と緊急・人道支援の大幅な増額方針。(SDGs 目標 10、グローバルターゲット 17.2)
- (2) 税の衡平性と富の再分配を強化するため、税の国際協調と国際ルールへの合意が速やかに進むよう日本政府として積極的に貢献すること。開発協力における格差・不平等を克服する課税および徴税能力の向上と税制構築、税務執行、社会保障等の制度構築を支援すること。(グローバルターゲット(以下同)17.1)
- (3) 2030年までにODAの対GNI比0.7%を達成するよう、達成への道筋の明確化と進捗のアカウンタビリティを確保すること。配分の優先順位の明確化を通じた質の高さを担保すること。特に、より脆弱性の高い国々への援助として、貧困削減に寄与する、基礎社会セクター分野や、緊急・人道支援への配分を増やすことにより人間の安全保障の実現へ寄与すること。(17.2)
- (4) 地球規模課題や社会課題の解決に必要な巨額の資金を確保するため、航空券や金融取引に対する課税を含む国際連帯税を導入すること。(17.3)

### 2. 人権の確保

- (1) 「子どもに対する暴力撲滅行動計画(NAP)」の包括的な取組みの省庁横断的な実施、マルチステークホルダープラットフォームによるNAPの定期的モニタリング・評価・見直し、SDGs グローバル指標に対応する細分化されたデータ整備、データによる進捗管理、効果測定/評価の実施、子どもの意味のある参加等を盛り込むことによる自国での取組み促進、「児童に対する暴力撤廃基金」への拠出を通じた他国への取組み支援の強化。(16.2)
- (2) 自国の援助が被援助国における人権抑圧や独裁傾向の助長、環境や社会の破壊、戦争等に結びつかないよう、「ルールに基づく多国間秩序及び普遍的人権へのコミットメント」を推進し、国際協力の面で、民主主義、自由、平等、法の支配及び人権の尊重を進め、透明性、公開性、市民社会参画、ジェンダー平等といった点について、客観的な指標等に基づいて自らの援助戦略に積極的に位置づけること。モニタリングや評価に市民社会の参加を確保すること。(16.3)
- (3) 全ての年代における無国籍者の数と現状が把握され、法の整備がされていること。(16.9)
- (4) 情報公開請求に対しては、国内法規及び国際協定に従い情報への公共アクセスを確保するため、個人情報以外の情報を原則開示すること。(16.10)
- (5) 国連人権高等弁務官事務所(UNOHCHR)や普遍的・定期的審査(UPR)での各国からの勧告に基づき、一刻も早く独立した国内人権機関(NHRI)を設立し、人権の保護、救済に努めること。(16.a)

### 3. 市民社会スペースの確保、市民社会との連携強化・支援拡充

- (1) 市民社会の政治的権利の保障、市民社会の政策立案・決定への参画推進、選挙の公正性担保など、国際協力を通じた民主主義構築と汚職防止支援の強化。(16.5)
- (2) 国際協力における国・地域レベルの NGO ネットワークとの政策対話や財政支援、市民社会とその活動に関する過度な規制の撤廃、現地 NGO と日本政府の ODA 政策に関する対話の促進。政府および ODA 受注企業による人権デューデリジェンスに基づく人権尊重と高い説明責任の担保。(16.6)
- (3) 2016 年の世界人道サミットで必要不可欠と確認された現地化(現地主導の人道対応)等を踏まえ、日本政府代表と現地市民社会との定期的な対話の機会および現地化を促進する費用の確保。(16.7)
- (4) グローバル指標では測定不能な社会開発分野における公的、官民、市民社会のパートナーシップの進捗状況の測定のため、OECD-DAC へ毎年報告している、歴年での ODA 統計の数値を SDGs 達成に向けた国内指標として採用し、経年での変化を測定すること。また、SDGs 施策の立案・実施・モニタリングにおいて市民社会と積極的に連携出来るような体制・仕組み作りを行うこと。「誰一人取り残されない」社会を実現するための活動を国際協力の現場で実行している日本の NGO・現地 NGO への資金拠出割合を増やすこと。(17.17)

以上

2023年7月26日

## SDGs 実施指針改定に関する提案

一般社団法人 SDGs 市民社会ネットワーク  
社会的責任ユニット

目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する

12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する  
に関連し、社会的責任の観点から、以下点を実施指針に反映いただきたく、提案します。

提案:

- ① 基本法整備  
例:「持続可能性向上のための社会責任公共調達」基本法策定
- ② 戦略明示  
例:「持続可能性向上のための社会責任公共調達」基本戦略
- ③ 状況可視化  
例:「持続可能性向上のための社会責任公共調達」白書刊行
- ④ 中小企業等支援  
例:「持続可能性向上のための社会責任公共調達」対応補助
- ⑤ 自治体支援  
例:「持続可能性向上のための社会責任公共調達」対応促進交付金
- ⑥ 共有推進  
例:「持続可能性向上のための社会責任公共調達」フォーラム設置

提案にいたる背景

欧州では、公共調達は2兆ユーロ以上(GDP 2割相当)に上る。  
2004年には、公共セクターおよび公共設備に関する指令が発令された。  
さらに、イノベーション戦略として以下の一連の公共調達指令が出されている。  
・公共事業一般(2014/24/EC)  
・水・エネルギー・運輸・郵便(2014/25/EC)  
(・コンセッション契約(2014/23/EC))

評価基準についても、ライフサイクルコスト配慮を義務付けており、自治体も独自に積極的に取り組み推進している。

米国も2010年にドット・フランク法を制定し、「紛争鉱物」の取引について、上場企業に開示義務が課されるようになった。

民間でも、Responsible Business Alliance(旧 EICC)行動規範(2004年-)が定められ、労働、安全衛生、環境保全、管理の仕組み、倫理など、計38項目が、電機・自動車業界でデファクトとなった。現在、デンソー主導で自動車部品工業会の「サプライヤ情報収集シート」が世界デファクト化している。

一方、日本の公共調達に関しては、会計法(1947)では、経済性、公正性、透明性が重要だとされている。また、地方財政法(1948) 必要かつ最小の限度での支出のみが認められている。 グリーン購入法(2000)、障害者優先調達法(2013)、女性活躍推進に向けた調達・補助指針(2016)、責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン(2022)が制定されたのみである。障害者雇用促進法(1960)など必須条件外・額・効果不明、目標・計画も横断体制もなし。 自治体も国分寺市などごく一部、会議体もなく、地域の持続可能性を高める再投資が困難な状況である。

以上

1. 持続可能な社会の実現に向け、人々の意見が衡平に意思決定機関に反映されるための一策として、「**意味のあるユースの参画**」の促進を要求します。
  - a. プロセスに関して
    - i. **準備期間の短さやロジスティクスの脆弱さを改善し、長期的で一貫性のある議論を行ってください。**
    - ii. **会議やイベントでの参加者・登壇者の多様性・包括性を重視してください。**
    - iii. **包括的なパブリックコメントの実施、及び実施指針プロセス全体の認知努力を行ってください。**
  - b. ユース参画について
    - i. **提言・発信だけでなく、議論・意思決定の場への持続的で意味ある参画を保証してください**
  - c. ユース参画における環境整備について
    - i. **様々な背景持つユースが積極的に参画できるよう、教育制度の拡充を積極的に行ってください**
    - ii. **入れ替わりが激しく維持が難しいユース団体において、継続的で安定的な意思決定の場や、質の高い参画を維持するために金銭的な援助をしてください。**
    - iii. **ユースに対するハラスメント対策を徹底してください。特に、ユースアクティビストに対する誹謗中傷や、意思決定の場への参画にあたり大人からのハラスメントが懸念される行為・発言の撲滅を求めます。**

1. 縦割りの組織区分にとらわれない、柔軟で・積極的な**ステークホルダー間・分野間の連携強化**を要求します。
  - a. 今一度、17のゴールと169のターゲットの相互関連性を確認してください
  - b. **ステークホルダー間での連携体制の構築、継続的・効果的な協同と知見の共有**ができるよう、より積極的で具体的なリーダーシップをとってください
  - c. **課題間・分野間の連携強化、継続的・効果的な協同と知見共有**ができるよう、より積極的で具体的なリーダーシップをとってください
  - d. 課題間・分野間での**トレードオフを減らし、相乗効果的なSDGs全体の達成**を実現してください
2. 実施のための**現状の主要原則5つ**を再確認したうえで、**持続性を新たな原則として加えてください**
  - a. 政治・経済・社会・環境の変化や、組織体制の変化によって重要な政策や取り組みが立ち消えになったり、**継続性と一貫性が失われないよう、持続的な取り組み**を行ってください

【ゴール4 教育】障害種別・程度にかかわらず障害児が原則として通常学級で学ぶことができるよう、分離別学を実態とする現行のインクルーシブ教育システムを見直し、改革のためのロードマップを作成すること

- a. インクルーシブ教育を希望する児童の数など数値的な調査の実施
- b. 必要な合理的配慮の検討とそれに必要な人員・予算の確保
- c. 通常学級における障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会などヒヤリングの実施
- d. 通常学校のバリアフリー化の推進（特に地方）
- f. 親と子どもの意向を尊重しての通常教育での受け入れ

【ゴール5 ジェンダー平等】女性活躍・男女共同参画の重点方針において障害のある女性に対する多重的／交差的な差別の禁止を明記し、防止及び救済のための施策を主流化し、そのための戦略を作成すること

- a. 施設、居宅での同性による介助サービスの提供の実施と推進
- b. 政策討議の場への差別／交差的な差別の視点を持った障害当事者の参画
- c. DVシェルターのバリアフリー化、合理的配慮の提供の取り組み
- e. 多重的かつ交差的な形態の差別と差別の禁止等について法令等で明示
- f. 官民の権利擁護及び相談支援機関等の職員に対する研修科目の追加
- g. 法令等の明示及び研修内容については、障害者団体との協議の実施



【ゴール10 不平等の是正】共生社会の実現に向けた障害者施策の推進において、障害者を他者から区別、隔離する様々な差別的な法律・施策の撤廃を盛り込むこと

- a. 入所施設からの地域移行の実施、脱施設化の取り組み
- b. 障害児者の施設収容の廃止におけた数値目標の提示
- c. 地域で自立して生活するための支援、制度の運用（重度訪問介護など介助サービスの適切な支給）
- d. 社会的入院の解消におけた計画の策定と地域移行に必要な支援の充実
- e. 精神科病院での差別、虐待の事例の調査と問題解決を図る仕組みづくり

【ゴール11 まちづくり】公共交通機関等のバリアフリー化を主要都市以外でも推進することを明確にし、防災・減災における障害の主流化を図るため、行動計画及びアクセシビリティ戦略を当事者団体の声を踏まえて作成すること

- a. リムジンバス、観光バスのバリアフリー化
- b. 一般利用者と同じように利用できるインターネット予約システムの導入
- c. 交通事業者への障害者対応の研修の実施
- d. 避難所のバリアフリー化、合理的配慮の提供の取り組み
- e. 防災計画、避難計画など政策討議の場への障害当事者の参画
- f. 無人駅における障害者対応の実施

## 【ゴール3に関する横断的提言】

• 必要な予算を確保したうえで「グローバルヘルス戦略」を実施し、その実施状況についてモニタリングを行う。各国政府が、①国家保健計画策定、②保健に対するGDP5%以上の国家予算の投資、③衡平な方法による国内資金動員、④医療費の利用者負担の撤廃や⑤強固なアカウントビリティ・メカニズムの構築を行うよう支援する。

→指標案:「グローバルヘルス戦略」の実施状況のモニタリングの有無

→指標案:上記①～⑤に寄与するODAの実績

• 最も疎外され周縁化されたコミュニティを優先した「誰も取り残さないUHC」を実現するために、女性、移住者・移民・難民・出稼ぎ労働者や移動する人々、少数民族、HIV陽性者、LGBT、薬物使用者、高齢者、子ども、障害者等へのUHC実現に取り組む。

→指標案:二国間・多国間援助における低所得国・脆弱国への支援の割合

→指標案:NGO・市民社会経由で実施される二国間保健ODAの割合

• NGOは「誰も取り残さないUHC」実現の核を担う存在である一方、日本のODA全体に占めるNGO経由の支援の割合は、DAC加盟国平均の10分の1。日本NGO連携無償(N連)では近年、ハード案件が重視されており、ソフトが主となる保健分野のODA/NGO連携が縮小する可能性あり。N連などODA/NGO連携の規模を拡大し、その中で保健分野のODA/NGO連携も増やしていく。N連、JICA草の根技術協力について、市民社会にとってのユーザビリティ改善と、NGOの資金ニーズに沿った規模の拡大に尽力する。

→指標案:日本のODA全体に占めるNGO経由支援額の割合

→指標案:グローバルヘルス戦略に関する国内外NGO・政府間の対話回数

→指標案:二国間の保健ODAのうち、現地の市民社会によって実施されている金額の割合